

## 大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議設置要綱

平成30年6月18日30福障発第11142号区長決定  
改正 令和2年5月11日2福障発第10526号部長決定  
改正 令和3年3月31日2福障発第15055号部長決定  
改正 令和3年7月30日3福障発第11741号部長決定  
改正 令和4年7月20日4福障発第11537号部長決定

(設置)

第1条 人工呼吸器を装着している障害児及び障害者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児及び障害者（以下「医療的ケア児・者」という。）が心身の状況に応じた適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう関係機関が互いに連携し、情報交換、連絡等を行うことを目的として、大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 会議の委員は、次に掲げる区分のうちから区長が委嘱する委員及び別表に掲げる区職員をもって構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 保健・医療
- (3) 福祉
- (4) 保育
- (5) 教育
- (6) 障がい者団体

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末まで（以下「任期」という。）とする。

- 2 委員が任期中に辞任したときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の場合において、委員は、再任することができる。

(所掌事項)

第4条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 関係機関相互の連絡調整
- (2) 課題及び情報の共有
- (3) その他医療的ケア児・者支援に係る事項

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議及び議事録は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定により会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、会議に関与した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(専門部会)

第8条 会議は、委員の専門的知見を活用し、特定の事項に係る具体的、専門的な調査検討及び事業の効果検証等を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 会長が指名する委員

(2) 会長が専門部会の運営上、必要と判断して臨時に招集する委員

3 専門部会に部会長を置き、部会長は委員の中から会長が指名する。

4 部会長は専門部会を招集し、議事を掌握するとともに、調査検討経過及び結果を会議に報告する。

5 部会長は、必要があると認めた時は、会長の承認を得て、専門部会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(報償費)

第9条 会議及び専門部会に出席した委員、並びに、第6条第2項に規定する委員以外の者（区職員を除く。）及び第8条第5項に規定する委員以外の者（区職員を除く。）に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(庶務)

第10条 会議及び専門部会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるほか、会議及び専門部会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（令和2年5月11日2福障発第10526号部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第2条関係）

役職名
福祉部長
障害福祉課長
障害福祉サービス推進担当課長
福祉部長が指定する地域福祉課長
障がい者総合サポートセンター次長
健康医療政策課長
健康政策部副参事（地域医療担当）
保健所長が指定する地域健康課長
こども家庭部副参事（放課後居場所づくり担当）事務取扱

保育サービス課長
教育委員会事務局教育総務部学務課長